

調布市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により，
令和 7 年度第 1 回定期監査の結果を公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

令和7年度第1回定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

都市整備部（まちづくり推進課、住宅課、用地課、道路管理課、交通対策課及び建築指導課）

第3 監査の実施期間

令和7年4月15日（火）から同年6月20日（金）まで

第4 監査の範囲

所管に係る令和6年度及び令和7年度の一部に執行された財務に関する事務及びその他の事務

第5 監査の着眼点及び実施内容

調布市監査基準に基づき、予算の執行、収入及び支出、財産管理、人事管理、行政手続等に関する事務が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているか、最少の経費で最大の効果を挙げ、かつ運営の合理化に努めているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、実地調査、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、中でもリスクの重要度が高いものについては、重点的に確認を行った。

第6 監査の結果

対象の事務は、上記のとおり監査した限りにおいて、法令に適合し正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

(1) 財産管理事務について

行政財産使用許可に係る関係文書において、使用料を年度ごとに改定し通知する旨の記載をすることなく改定しているもの、同使用料に係る通知文書の題名を誤っているものが見受けられた。（交通対策課）

調布市公有財産規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(2) 現金等の取扱いについて

切手使用簿に記載のない切手を保管しているもの、また、受払簿を備え記載することなく登記印紙を保管しているものが見受けられた。（用地課）

用地課公金等取扱マニュアルの見直しを含め、適正な事務処理に努められたい。

(3) 文書事務について

ア 提出を受けた補助金等の申請書その他関係書類において、申請年月日及び交付決定日等必要な項目の記載がないもの、記載事項を鉛筆で訂正しているものが見受けられた。（住宅課、道路管理課、交通対策課）

調布市文書管理規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

イ 木造住宅耐震化促進助成金（交付・不交付）決定通知書及び木造住宅耐震化促進助成金額確定通知書において、要綱で定める様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。（住宅課）

調布市木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づき、適正な事務処理に努められたい。

ウ 道路占用（許可申請・協議）書及び道路占用料減免申請書において、規則等で定める様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。（道路管理課）

調布市道路占用規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

エ 自転車等返還通知書及び保管自転車等返還受領書兼領収書において、規則で定める様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。（交通対策課）

調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例施行規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(4) 人事管理について

会計年度任用職員の通勤届において、通勤費用の算定に必要な支給日額の欄に金額が記載されていないものが見受けられた。（交通対策課）

調布市非常勤職員の報酬等に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(5) 車両管理について

所管する車両の整備状況に係る点検記録において、入力フォーマットと自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表との関連付けがされておらず、自動車運転・整備日報及び安全運転チェック表が作成できていないものが見受けられた。（交通対策課、建築指導課）

調布市車両管理規程等に基づき、適正な管理に努められたい。

(6) 行政手続について

ア 調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないもの、窓口に備え付けた冊子に不備があるものが見受けられた。（住宅課、道路管理課、交通対策課、建築指導課）

行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

イ 申請者に発する許可等に係る通知文書において、審査請求等ができる旨の教示文のないものが見受けられた。（まちづくり推進課、住宅課、交通対策課）

行政不服審査法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(7) 所管例規について

所管する規則等の規定内容に不備があるもの、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないものが見受けられた。（住宅課、建築指導課）

規則等の定期的な見直しを励行し、適正な事務処理に努められたい。

(8) 個人情報保護等について

ア 庁内ファイルサーバの外部フォルダの中に、個人情報及び業務上必要のないデータを格納しているものが見受けられた。（交通対策課、建築指導課）

調布市保有個人情報の適正な取扱いに関する規程等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

イ 個人情報ファイル簿において、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第7項に該当するファイルがあるにもかかわらず、「無」となっているもの、個人情報ファイルの利用目的に記載の根拠規定に誤りがあるものが見受けられた。（建築指導課）

個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(9) その他

保有する電磁的記録媒体等の機器において、情報セキュリティポリシーに基づく台帳が作成されていないものが見受けられた。(住宅課，交通対策課，建築指導課)

調布市情報セキュリティポリシーに基づき、適正な事務処理に努められたい。